参　考　資　料

※当検討資料は、令和３年３月策定時の検討内容です。

1　策定体制

本計画は、市の職員により構成する「策定部会・作業部会」が原案を検討し、都市計画に関する学識経験者、市民、各種団体代表及び関係行政職員により構成する「策定委員会」の意見、助言を踏まえて検討を行いました。

また、パブリックコメントの実施をはじめ、現在改訂中の知多市都市計画マスタープランにおける地区別会議での意見集約等により、市民意見を反映しながら進めました。

■本計画の策定体制

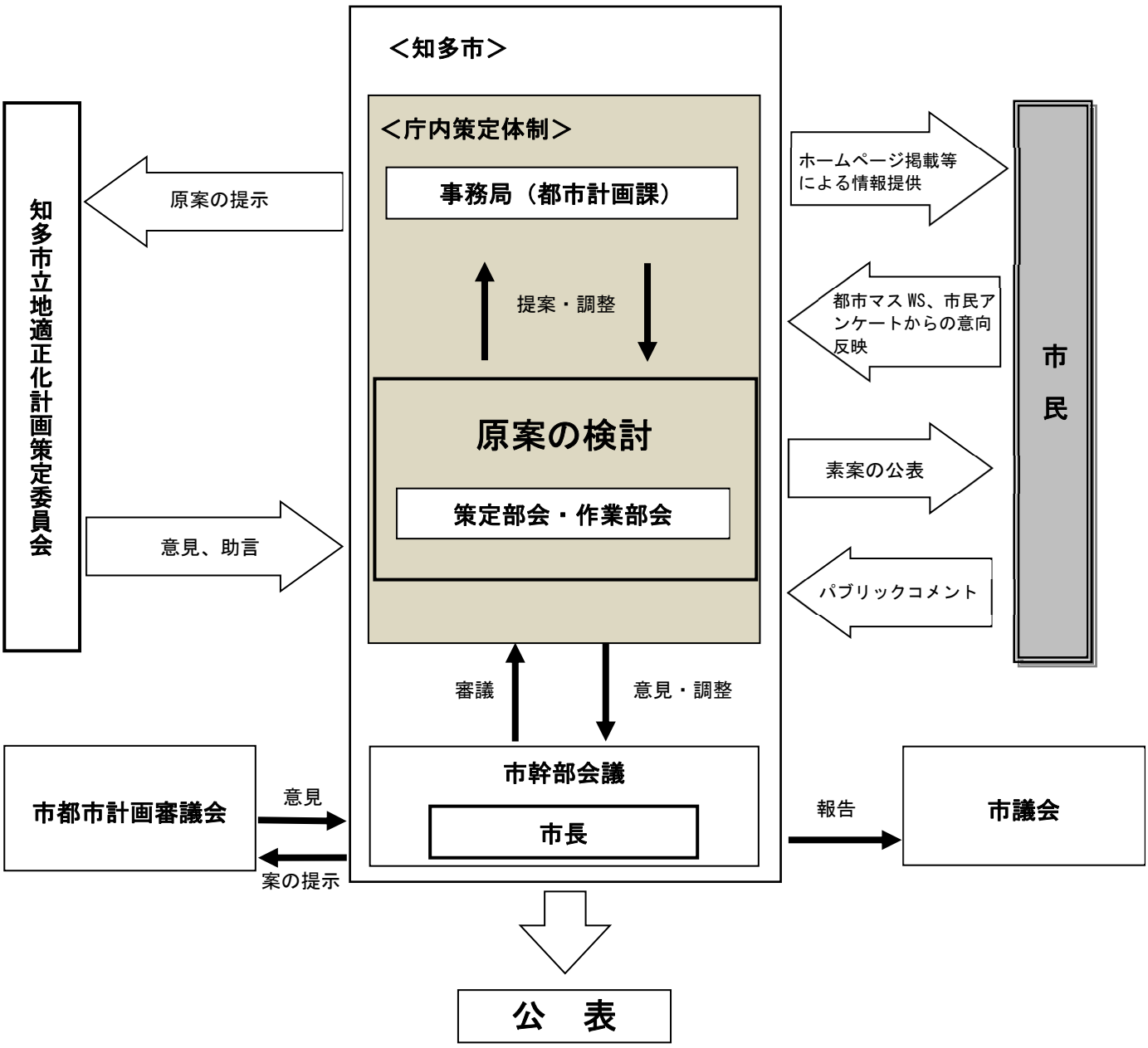

（1）知多市立地適正化計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条　都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づく知多市立地適正化計画を策定するにあたり、必要な事項の調査、研究及び検討を行うため、知多市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条　委員会は、委員15人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者

（2）各種団体に属する者

（3）関係行政機関の職員

（4）市の職員

（5）前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

（委員の任期）

第3条　委員の任期は、委嘱の日から知多市立地適正化計画が策定された日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長は、学識経験を有する者から選任するものとする。

3　委員長は、会務を総理する。

4　副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（委員の代理）

第6条　委員の代理は認めない。ただし、第2条第2項第3号に定める委員は、その職務を代理するものが会議に出席することができる。

（策定部会の設置等）

第7条　委員会に策定部会を置く。

2　策定部会は、委員会から付託された事項について調査、研究及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。

3　策定部会は、策定部会長、策定副部会長及び策定部会員で組織する。

4　策定部会長は都市整備部長を、策定副部会長は都市計画課長をもって充て、策定部会員は職員のうちから策定部会長が指名する。

5　策定部会長は、会務を総理し、策定部会を代表する。

6 策定副部会長は、策定部会長を補佐し、策定部会長に事故があるとき、又は策定部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
7 策定部会の会議は、必要に応じて策定部会長が招集し、議長となる。
8 策定部会長は、策定部会の会議において必要があると認めるときは、策定部会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（作業部会の設置等）

第8条 委員会に作業部会を設置する。
2 作業部会は、策定部会から付託された事項について調査、研究及び検討を行い、その結果を策定部会に報告する。
3 作業部会は、作業部会長、作業副部会長及び作業部会員で組織する。
4 作業部会長は都市計画課長を、作業副部会長は都市開発チーム長をもって充て、作業部会員は策定部会員が所属する部署から推薦する者をもって充てる。
5 作業部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
6 作業副部会長は、作業部会長を補佐し、作業部会長に事故があるとき、又は作業部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
7 作業部会の会議は、必要に応じて作業部会長が招集し、議長となる。

（事務局）

第9条 委員会の事務局は、都市整備部都市計画課に置く。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年9月26日から施行する。
2 この要綱は、知多市立地適正化計画を公表した日の翌日から効力を失う。

（2）知多市立地適正化計画策定委員会名簿

区　分	氏　名	役　職　等
学識経験を有する者	大野　栄治	名城大学　都市情報学部　教授
各種団体に属する者	青木　忠彦	知多市商工会　副会長
〃	成瀬　友晃	名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部　計画部　計画課長
〃	橋本　大輔	知多乗合株式会社 バス事業本部　営業運行統括部付部長
〃	塚原　洋彦	UR 都市機構　中部支社 住宅経営部　事業推進課　担当課長
〃	杉江　昌樹	知多市社会福祉協議会　事務局次長
〃	鰐部　春松	知多市医師団　副会長
〃	竹内　司郎(R1) 伊藤　公平(R2)	知多市老人クラブ連合会　会長
関係行政機関の職員	片山　貴視(R1) 齊藤　保則(R2)	愛知県都市整備局都市計画課長
〃	横山　甲太郎(R1) 片山　貴視(R2)	愛知県知多建設事務所長
市の職員	立川　泰造(R1) 長谷川　勝春(R2)	副市長
〃	新美　順子	子ども未来部幼児保育課指導主事
〃	安永　明久(R1) 鈴木　宏式(R2)	都市整備部長

（３）知多市立地適正化計画策定部会名簿

部　名	課　名	役職	氏　名
総務部	財政課	課長	竹内　和彦
	防災危機管理課	課長	川崎　徹夫
企画部	企画情報課	課長	細川　賢弘(R1) 小屋敷　浩司(R2)
市民生活部	市民協働課	課長	渡真利　浩(R1) 長谷川　一樹(R2)
福祉部	福祉課	課長	永井　智仁
	長寿課	課長	石川　義章(R1) 松田　朋子(R2)
健康部	健康推進課	課長	荒谷　勝久
子ども未来部	子ども若者支援課	課長	加藤　裕樹
	幼児保育課	課長	鰐部　久也
環境経済部	商工振興課	課長	林　和宏
教育部	生涯学習課	課長	加藤　泰輔(R1) 石川　義章(R2)
都市整備部		部長	安永　明久(R1) 鈴木　宏式(R2)
	都市計画課	課長	渡邉　辰徳
	朝倉駅周辺整備推進室	室長	春日谷　真史

2　策定の経緯

（1）知多市立地適正化計画策定の経緯

年度	月	市民参加	策定委員会	策定部会作業部会	都市計画審議会	市幹部会議	市議会
平成31年度	4月						
令和元年度（2019年度）	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						
	10月			●第1回	●第1回		
	11月		●第1回				
	12月			●第2回			
	1月						
	2月		●第2回		●第2回		
	3月						
令和2年度（2020年度）	4月						
	5月			●第3回	●第1回		
	6月		●第3回				
	7月		●第4回	●第4回			
	8月				●第2回	案の報告	
	9月						案の報告
	10月	●パブリックコメント					
	11月						
	12月		●第5回		●第3回		
	1月					案の審議	
	2月						
	3月						報告

参考資料

（2）パブリックコメント

実施時期	令和2年10月1日(木)～令和2年10月30日(金)
周知方法	広報ちた・知多市ホームページ・都市計画課窓口
意見の提出件数等	25 件(4名)

（3）知多市立地適正化計画策定委員会

開催日		議題
第１回	令和 元年 11月 19日(火)	・策定方針(案)について ・都市構造上の課題分析について
第２回	令和 ２年 ２月 10日(月)	・第１回策定委員会の意見への対応方針について ・立地適正化計画に関する基本的な方針について
第３回	令和 ２年 ６月 ４日(木)	・第2回策定委員会の意見への対応方針について ・居住誘導区域、都市機能誘導区域及びについて
第４回	令和 ２年 ７月 28日(火)	・第3回策定委員会以後の意見と対応方針について ・立地適正化計画(素案)について ・誘導施策の設定、計画の評価について
第５回	令和 ２年12月 ４日(金)	・第4回策定委員会以降の意見と対応方針について ・立地適正化計画(案)について ・立地適正化計画届出の手引き(案)について

（4）知多市立地適正化計画策定部会・作業部会

開催日		議題
第１回	令和 元年 10月 ９日(水)	・策定方針(案)について ・都市構造上の課題分析について ・将来都市構造・誘導方針のイメージについて
第２回	令和 元年 12月 26日(木)	・第１回策定委員会の意見への対応方針(案)について ・立地適正化に関する基本的な方針について
第３回	令和 ２年 ５月 ※書面会議	・第2回策定委員会の意見への対応方針(案)について ・居住誘導区域、都市機能誘導区域及び誘導施設の設定について
第４回	令和 ２年 ７月 １日 (水)	・第3回策定委員会以後の意見と対応方針について ・立地適正化計画(素案)について ・誘導施策の設定、計画の評価について

（５） 知多市都市計画審議会

開催日		議題
令和元年度 第１回	令和　元年10月30日（水）	・知多市都市計画マスタープランの改訂について（報告）
令和元年度 第２回	令和　２年　２月　４日（火）	・知多市都市計画マスタープランの改訂について（報告） ・知多市立地適正化計画の策定について（報告）
令和2年度 第１回	令和　２年　５月 18日（月）	・知多市都市計画マスタープランの改訂について（報告） ・知多市立地適正化計画の策定について（報告）
令和2年度 第２回	令和　２年　８月　４日（火）	・知多市都市計画マスタープラン素案について（報告） ・知多市立地適正化計画素案について（報告）
令和2年度 第３回	令和　２年12月23日（水）	・知多市都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針） ・知多市立地適正化計画

参考資料

（６） 市幹部会議

開催日	議題
令和　２年　８月　３日（月）	・知多市都市計画マスタープラン（素案）（報告） ・知多市立地適正化計画（素案）（報告）
令和　２年　８月 17日（月）	・知多市都市計画マスタープラン（案）（報告） ・知多市立地適正化計画（案）（報告）
令和　３年　１月 12日（火）	・知多市都市計画マスタープラン（案）（報告） ・知多市立地適正化計画（案）（報告）
令和　３年　１月25日（月）	・知多市都市計画マスタープラン（案）（審議） ・知多市立地適正化計画（案）（審議）

（７） 市議会

開催日	議題
令和　２年　９月	・知多市立地適正化計画（案）（報告）
令和　３年　３月	・知多市立地適正化計画（報告）

3　都市計画審議会答申

知都審発第１４号
令和２年１２月２３日

知多市長　宮　島　壽　男　様

知多市都市計画審議会
会長　竹　内　栄　道

答　　申　　書

令和２年１１月１９日付け知都発第１４３号で諮問依頼のありました案件について、令和２年１２月２３日開催の令和２年度第３回知多市都市計画審議会にて審議いたしましたので、下記のとおり答申します。

記

諮問第４号　知多市立地適正化計画

異議なし

4　用語解説

あ行	
インフラ施設	道路、鉄道、公園、上下水道、河川等、社会や産業の基盤として整備される施設。インフラとは、インフラストラクチャー（infra-structure）の略
駅前居住	鉄道駅から近い、公共交通の便が非常によい場所に住む生活スタイルのこと。高齢者や子育て世代にとって暮らしやすいと考えられる環境であり、また、郊外へ分散した居住スタイルよりも、市街地がコンパクトとなるため、環境に与える負荷も軽減される効果がある。
SDGs（持続可能な開発目標）	Sustainable Development Goalsの略称。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に挙げられた2016年から2030年までの国際目標
オープンスペース	公園、道路、水面・河川・水路等、特定の用途によって占有されない空地
か行	
開発行為	都市計画法の規定に基づき、建築物の建築、土石の採掘、開墾等の目的で行われる土地の区画形質の変更をいう。
環境負荷	排ガス、排熱、廃棄物等、人の活動により環境に加えられる影響のことで、環境の保全上の支障原因となる恐れのあるもの
キス＆ライド	鉄道を利用する場合に駅まで自家用車で送迎してもらう方法
既存ストック	これまでに整備された都市基盤、建築物等の蓄積のこと
景観	自然や歴史、産業等の人間の活動が作り出した生活文化等から形づくられる、自然物とまちなみ等の人工物からなる風景であり、地域の個性を形づくるもの
広域交通体系	高規格幹線道路、地域広域規格道路、鉄道、空港等により構成され、広い範囲の移動を目的とした交通体系
公共交通	不特定多数の人々が利用する交通機関であり、鉄道、バス等の交通機関
公共施設緑地	都市公園以外の公園や緑地等、都市公園に準ずる機能を持つ緑地のほか、学校のグラウンド、公共公益的施設に植栽された緑地
工業専用地域	用途地域のひとつで、工業の利便を増進するために定める地域
国勢調査	日本国内に居住するすべての人及び世帯の実態に関する統計（国勢統計）を作成し、国及び都道府県・市町村における各種行政施策の立案・実施その他の基礎資料とするもの。この調査は、統計法に基づき、同法に定める「基幹統計調査」として実施される。
500mメッシュ	地域を500m四方に区切った区画（メッシュ）単位に整備したデータのこと

コミュニティ	「そこに暮らす住民が主役となって、住民相互の交流、親睦やお互いに協力して地域の課題を解決しようとする社会」のことで、近隣社会、地域社会、地域共同体等ともいわれるものをさす。知多市では、小学校区ごとに地域活動の核として組織化しているものを「コミュニティ」と称している。
コミュニティ交通	公共交通空白地域の解消、公共施設や中心市街地への足として、市が運行するバスで、愛称は「あいあいバス」
さ行	
災害イエローゾーン	土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域
災害レッドゾーン	土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域
市街化区域	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域
市街地開発事業	一定の地域について、総合的な計画に基づいて、宅地又は建築物の整備とこれに必要な公共施設等の整備とを合わせて行い、一定の広がりをもったまちづくりを行うもの。土地区画整理事業や市街地再開発事業等の7種類の事業が都市計画法に規定されている。
市民緑地	都市緑地法により、豊かな樹林地の所有者が、市と5年以上、緑地の管理について契約を結び、その土地を市民に開放しながら保全していく緑地
集合住宅	アパート、マンションや寄宿舎等、ひとつの建物の中に、複数の世帯が入居している住宅。共同住宅ともいう。なお、国勢調査では、寮、長屋は除く。
集約型都市構造	主要駅周辺等の中心市街地や生活の拠点となる地区に都市機能が集約され、その周辺や公共交通沿線に多くの人が居住するとともに、各拠点間のアクセス利便性が高い都市構造
集落地	主として市街化調整区域において、住宅が集合した地区
小規模多機能型居宅介護	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス
将来都市構造	将来、都市を形成する上で必要な骨格となる交通体系や土地利用、自然環境等の全体的な構造
将来フレーム	計画的なまちづくりを進めるため、人口や産業、土地利用の状況等について将来の都市の規模を想定した基本的な指標
生産年齢人口	15歳から64歳までの人口

た行	
短期入所生活介護	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減等を目的として実施するサービス。特別養護老人ホーム等が、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練等を提供するサービス
地域密着型デイサービス	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者が地域密着型デイサービスの施設（利用定員19人未満のデイサービスセンター等）に通い、施設では、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供するサービス。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行う。
地区計画	地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要事項を定める地区レベルの都市計画。地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置や建築物の建て方のルール等を具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めることができる。
超高齢社会	65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合（高齢化率）が21%を超えた社会を「超高齢社会」と呼ぶ。なお、高齢社会白書（厚生労働省）では、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「本格的な高齢社会」と称している。
低炭素社会	地球温暖化の主因とされる温室効果ガスのひとつである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会
デイケア	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者がデイケアの施設（老人保健施設、病院、診療所等）に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供するサービス
デイサービス	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者がデイサービスの施設（利用定員19人以上のデイサービスセンター等）に通い、施設では、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供するサービス。生活機能向上グループ活動等の高齢者同士の交流もあり、施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行う。
DID（人口集中地区）	Densely Inhabited Districtの頭文字をとって DID地区ともいう。国勢調査の集計のために設定される統計地域。人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域のこと
特別養護老人ホーム	入所者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を提供するサービス

都市機能	一般的には都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能のこと。例えば、「居住機能」、「工業生産機能」、「物流機能」、「商業・業務機能」、「行政機能」、「文化機能」、「レクリエーション機能」等のこと
都市基盤	道路・街路、鉄道、河川、上下水道、公園・緑地等の都市施設に、ガス・電力・電気通信施設等のライフラインや宅地を加えたものの総称
都市計画区域	都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量等の現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。本市の場合は、市の全部の区域
都市計画決定	都市計画を一定の手続きにより決定すること
都市的低・未利用地	都市的土地利用の割合が著しく低い市街地内の田・畑、山林等をさす。
都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、道路等の土地利用のこと
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業
な行	
認知症対応型共同生活介護	認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスです。利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、認知症の利用者が、グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等のサービスを受けるサービス。グループホームでは、1つの共同生活住居に5～9人の少人数の利用者が、介護スタッフとともに共同生活を送る。
ネットワーク	道路や公共交通、河川等、線的なものが作り出す網
年少人口	0歳から14歳までの人口
は行	
パーク＆ライド	鉄道駅やバス停まで自家用車で行き、駅やバス停の周辺の駐車施設に駐車して公共交通に乗り換えて目的地に向かう移動方法
ハザードマップ	防災を目的に、災害の危険のある地域を予測し、表示した地図
パブリックコメント	行政による施策を原案段階で公表し、市民一般から意見を募り、その上で意思決定を行う手続きのこと
バリアフリー	高齢者、障がい者が社会参加する上での障壁をなくすこと
訪問介護	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴等の介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理等の生活の支援（生活援助）をするサービス。通院等を目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを提供する事業所もある。

訪問看護	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身機能の維持回復等を目的として、看護師等が疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行うサービス
訪問入浴介護	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指して実施されるサービス。看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行う。
訪問リハビリテーション	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行うサービス
ま行	
まちなか居住	都市の中心的な商業地の中等、公共交通や買物の便が非常によい場所（まちなか）に住む生活スタイル。「駅前居住」もこれに含まれる。（「駅前居住」を参照。）
民間活力	民間企業の資金力や事業能力のこと
面的都市基盤整備	土地区画整理事業等、道路や公園等の公共施設と宅地の整備を総合的、一体的に行う整備の方法（「市街地開発事業」を参照。）
や行	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等に係わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、めざすべき市街地像に応じて用途別に分類される13種類の都市計画の総称。都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性、快適性等の増進を目的に、住宅地、商業地、工業地等の都市の主要な構成要素の配置及び密度について公共施設とのバランスに配慮しながら定められた土地利用の計画をもとに、土地利用の現況や動向を勘案して定められる。
有料老人ホーム等	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等が、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等を提供する施設
ら行	
立地ポテンシャル	施設等が立地する潜在力、可能性
その他	
（都）	都市計画道路